

緊急事態宣言に伴うお知らせについて

この度、緊急事態宣言が発令され、当院が所在する千葉県も対象地域とされました。国立病院機構の病院にあっても、緊急事態下にあっても各病院の機能や体制に応じて診療を継続して提供することを基本としております。

当院においても、診療を継続し、通常どおり実施していくこととしておりますが、新型コロナウイルス感染症への対応や人員体制の都合などにより、診療体制を変更する場合がありますのでご理解ください。

また、当院では、感染症対策として、日頃から手指衛生の徹底や個人防護具の適切な着脱など感染対策に取り組んでいるとともに新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて全職員を対象に健康状況の確認を行い、風邪症状等に応じて勤務から外すなどの対応をとっています。

万が一、職員の感染が判明した場合には、暴露レベルに応じた就業停止や関係機関の指導の下消毒などの適切な措置を行うこととしており、安心・安全な医療の提供に努めることとしています。

新型コロナウイルス感染症の対応は、前例のないことでありますが、国や県、市町村、関係機関とも連携を図りながら地域に必要な医療の提供継続に取り組んでまいります。

<参考>

国立病院機構は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条に基づく指定公共機関として、緊急事態にあっても、自ら定めた業務計画に基づき、医療を確保するための必要な措置を講ずることとされています。

令和2年4月9日

独立行政法人国立病院機構千葉東病院